

介護保険システム等標準化検討会 第4回議事概要

日時：令和8年1月16日（金）16:00～17:00

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社会議室 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学 大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
出席	都築 規明	川口市福祉部介護保険課 課長
出席	平野 智康	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 課長
出席	森本 陽子	甲府市福祉部福祉支援室長寿介護課 課長
出席	渡部 竜男	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐
出席	平川 卓浩	福岡市福祉局高齢社会部介護保険課 課長
出席	若林 学	株式会社RKKCS 第2システム本部 保険福祉システム部門 介護グループ グループ長
出席	井上 和彦	Gcomホールディングス株式会社 介護標準化移行推進部 第4介護移行推進課 課長
出席	鈴木 良輔	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ
出席	立野 雅也	株式会社電算 ソリューション2部
出席	斎藤 駿介	株式会社アイネス 公共ソリューション本部 首都圏統括第五部 第二課 アソシエイトスペシャリスト
出席	玉置 直人	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 マネージャー
出席	村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第六部 部長
出席	田中 卓	富士通Japan株式会社 Public & Education事業本部 社会保障サービス事業部 マネージャー

（オブザーバー）

出席	池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
欠席	米田 圭吾	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	津田 直彦	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	下田 卓也	デジタル庁統括官付参事官付 主査
欠席	稲垣 嘉一	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	加藤 秀和	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
欠席	飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 保険局医療介護連携政策課 推進官 併任 保険局診療報酬改定DX推進室 室長代理補 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー 併任
欠席	西澤 栄晃	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長
出席	菅野 喜之	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
出席	平井 智章	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
出席	奥田 大輔	厚生労働省老健局介護保険計画課 介護DX専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 標準仕様書第 5.1 版案対応概要について
3. 標準仕様書第 5.1 版案の決定について
4. その他

【議事概要】

○ベンダ構成員

・資料 2 の 9 ページにある令和 7 年度税制改正に伴う対応の 1 つで納入通知書等への対応について、12月の全国意見照会時点から「固定文言 3 + 編集 2」が追加されているが、システム改修が間に合わない可能性が高い。特に対象となる被保険者のみ印字するという点が間に合わないと考える。各ベンダも対応時期が令和 8 年度になるのではないかと考える。影響を考えると、少しでも早くベンダへ情報共有したほうがよいかと考えるがどうか。

⇒（事務局）意見内容を確認したい。検討会資料は後日厚生労働省のホームページに掲載され、標準仕様書の改定が 1 月末を予定しているが、ベンダ構成員以外のベンダは 1 月末の公開では対応が遅れる可能性が高くなるため、少しでも早く情報提供したほうがよいのではないかとということによいか。

⇒（ベンダ構成員）そのとおりである。来週早々に情報提供できればよいと考える。

⇒（厚生労働省老健局）早々に対応しても来週前半になると思われる。

⇒（ベンダ構成員）問題ない。

⇒（事務局）納入通知書等への対応について、間に合わないということであるが具体的に教えてほしい。

⇒（ベンダ構成員）従前の改定内容の対応範囲であれば 3 月中に提供予定であったが、納入通知書等への対応が追加されたことで年度を跨ぐ可能性があり、段階的な提供となる可能性が高い。具体的には帳票レイアウトへの対応は 3 月までに間に合う予定であるが、追加項目へ印字する内容を編集する対応が来年度となる可能性が高い。

⇒（事務局）保険料賦課の算定期となる 6 月に間に合わせるため、システムの設計を 12 月に終えている状況と理解しているが、要件の追加により設計の手戻りが発生するため、予定通りの時期に提供できなくなっているということに理解した。

⇒（厚生労働省老健局）今回の様式変更も含め、保険料賦課への影響が大きいことは理解している。また、他のベンダ構成員も同様の意見と理解した。令和 8 年度の保険料賦課の算定期間に間に合えば問題はないと思っており、詳細な内容を聞きつつ、調整できればと考えている。

⇒（ベンダ構成員）了解した。弊社としては自治体規模や導入団体数等を踏まえ、令和 8 年度の確定賦課に向け、5 月上旬には提供できるように調整を進めている。

⇒（座長）令和 7 年度税制改正に伴う対応について、事務局と厚生労働省老健局から説明があったが、他のベンダ構成員から他に意見があれば挙手をしてほしい。

⇒（座長）特にないということで、理解した。

○自治体構成員

- ・令和7年度税制改正に伴う対応について、条例改正と合わせてベンダとも協議を進めているが、令和8年1月9日に発出された事務連絡の内容について確認させてほしい。2つの事務連絡「令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて（その3）について」と「介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」を確認したところ、減免対象者の考え方が一致していないように思われたが、認識に相違ないか確認したい。
- ⇒（厚生労働省老健局）事務連絡の内容は把握しているが、具体的に一致していないと思われる内容を教えてほしい。
- ⇒（自治体構成員）参考条例では令和7年度住民税非課税の方について、所得調整の事由がある場合には令和7年度の保険料段階まで減免できると規定されているが、もう一つの事務連絡では具体的にどの保険料段階まで保険料を減免するという規定がなかった。対象者によっては異なる保険料段階になるパターンが考えられたため、事務連絡の内容が一致していないことに認識相違がないか確認したい。
- ⇒（厚生労働省老健局）確認したい内容としては標準仕様書第5.1版案に関するものではないということでしょうか。
- ⇒（自治体構成員）標準仕様書第5.1版案の内容における前提として質問した。
- ⇒（事務局）制度に関する内容であるため、書面で提出したほうがよいと考えるがどうか。
- ⇒（自治体構成員）了解した。2つ目の質問であるが、今回の減免処理について、通常処理であれば、賦課本算定で賦課後に減免に伴う賦課更正の処理を行うが、今回の通知内容では当初賦課として減免後の保険料段階で賦課すると読み取った。この場合、標準仕様書の内容では通知内容と相違すると考えるがどうか。
- ⇒（事務局）標準仕様書の内容と今回の事務連絡の内容が異なるということだが、改定にあたり厚生労働省老健局と何度も検討や確認を行っており、ベンダにも事前に確認している。相違している箇所や内容について書面で提示してほしい。
- ⇒（自治体構成員）了解した。
- ⇒（事務局）事務局としては相違していない認識であるが、意見の内容によっては早期に見直す必要があるため、相違している箇所や理由、根拠等を詳細に示してほしい。
- ⇒（座長）事務局に質問事項のすべてを書面にて提出してもらい、理解の齟齬を解消してほしい。もし標準仕様書に誤りがあるのであれば、必要に応じて早期に見直してほしい。

○構成員

- ・資料2の16ページについて、生活保護システムとの連携機能における実装区分への補記対応が行われているが、一部の団体で実装必須とする見直しの事務局の考えを確認したい。実装区分の考え方としては実装必須機能であれば機能が必ず実装されていなければいけないもので「◎」となり、標準オプション機能であればすべてのシステムで実装されるものではなくベンダの判断で機能に付け加えることができるもので「○」となるため、今回の対応箇所の実装区分の欄は「◎」となるのではないか。

- ⇒（事務局）生活保護システムとの連携機能については、デジタル庁からの横並び調整があり、介護保険システムでは標準オプション機能と定めていた点を考慮し「要件の考え方・理由」への補記対応となった。追記する内容は示された内容で問題ないことを確認し追記している。
- ⇒（構成員）デジタル庁にも確認したいが、実装必須機能にならない点について説明してほしい。また、「市区、権限移譲された町村で対応が必要な自治体は実装必須となる。」とあるが、実装必須になる団体はどの程度あるのか。
- ⇒（事務局）特定移行支援システムに該当する団体が増加している中で、標準オプション機能を実装必須機能へ変更することでベンダの実装が間に合わず更に特定移行支援システムの団体が増える可能性が高く、ベンダからは実装必須機能を標準オプション機能へ見直ししてほしいと要望も出ている。このような背景もあり今回の対応として標準オプション機能から変更せず補記対応としている。
- また、生活保護事務をどういう形でどのように権限移譲されているか等のアンケート調査等を介護保険システム標準仕様書の事務局として行うことはできないため、対象となる団体数まで調査しておらず団体数等の把握はできないと考える。生活保護システムが必要とする介護保険情報を連携する機能を実装必須に見直した場合、情報を必要としない自治体や権限移譲されていない自治体等では不要な機能まで実装されることも想定されるため実装区分の見直しは行っていない。
- ⇒（デジタル庁）補足すると、介護保険から生活保護への連携機能について双方の機能要件の実装区分が整合していないことを検知し調整したものである。どちらの実装区分に合わせるのかという点では統一的な考え方を示したほうがよいが、現状を踏まえ、できる限り標準仕様書に大きな影響を与えないよう規定したことになる。
- ⇒（構成員）了解した。標準化の中で機能要件を実装必須とするか、標準オプションとするかの二つに分類してきたが、事務局からの説明を踏まえると第三の分類が必要になるのではないかと思える。20業務横並び調整ということであればデジタル庁にて整理してもらい、実装区分にもう1つ新たな概念が必要なのか検討してもよいのではないかと思った。
- ⇒（事務局）了解した。現状の整理で理解いただけただけということで理解した。令和7年度末に向けて多くの団体で標準化へ移行されているため、対応案のとおりで更なる見直しは行わない。今後の対応についてはデジタル庁とも会話していきたい。

○座長

- ・事務局からの説明のとおり検討会後に変更等が発生する場合は、最終的な判断については座長に一任していただきたい。
 - ・「介護保険システム標準仕様書【第5.1版】案」の決定にあたり、疑義等はないか。
- ⇒（座長）特に疑義等はないため、「介護保険システム標準仕様書【第5.1版】案」を決定とする。

以 上